

議案第 22 号

枚方市立図書館条例の一部改正について

次のとおり枚方市立図書館条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年（2023年）6 月 8 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 枚方市立市駅前図書館を設置するため。

枚方市立図書館条例の一部を改正する条例

枚方市立図書館条例（昭和48年枚方市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

枚方市立市駅前図書館	枚方市岡東町2番地4
------------	------------

第6条第2項中「前項各号に掲げる図書館」を「枚方市立中央図書館」に、「に限る」を「を除く」に改める。

附 則

この条例は、令和7年3月31日までの間において教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、第6条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

新 (改正後)	旧 (現 行)										
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="203 475 1099 694"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>枚方市立津田図書館</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>枚方市立市駅前図書館</td> <td>枚方市岡東町2番地4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(指定管理者による管理等)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 指定管理者は、次に掲げる業務（<u>枚方市立中央図書館に係るものを除く。</u>）を行うものとする。</p>	名 称	位 置	枚方市立津田図書館	[略]	枚方市立市駅前図書館	枚方市岡東町2番地4	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1164 475 2056 644"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>枚方市立津田図書館</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(指定管理者による管理等)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 指定管理者は、次に掲げる業務（<u>前項各号に掲げる図書館に係るものに限る。</u>）を行うものとする。</p>	名 称	位 置	枚方市立津田図書館	[略]
名 称	位 置										
枚方市立津田図書館	[略]										
枚方市立市駅前図書館	枚方市岡東町2番地4										
名 称	位 置										
枚方市立津田図書館	[略]										